

○北本市空き家等改修補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、所有者等に対し、予算の範囲内において空き家等の改修に関する補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。
 - (2) 改修 改修又は増築をいう。
 - (3) 市内施工業者 市内に本社等を有する法人又は市内に住所を有する個人であつて、住宅の改修工事又は建築設備工事を行う業者をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）の改修を行うものとする。
- (1) 当該補助対象建築物を購入し、又は相続等により所有し、自ら居住する者
 - (2) 当該補助対象建築物の所有者以外の者で、自ら居住するもの
 - (3) 当該補助対象建築物を高齢者等の憩いの場、子ども食堂その他地域住民の交流拠点の用に供するための施設（以下「地域住民交流用施設」という。）に改修し、当該改修した施設を地域住民に提供しようとする者
- 2 補助対象者（前項第1号及び第2号の補助対象者に限る。）は、当該補助対象建築物に3年以上居住しなければならない。
- 3 補助対象者は、市税（市外居住者にあつては、当該居住地における市区町村税を含む。）を滞納していない者でなければならない。
- 4 補助対象者（第1項第1号及び第2号の補助対象者に限る。）は、交付申請の日の1年前から当該補助対象建築物に住所を有し、又は工事完了の日の1月後までの間に当該

補助対象建築物に住所を移さなければならない。

- 5 補助対象者（第1項第3号の補助対象者に限る。）は、改修した施設を3年以上地域住民に提供させなければならない。
- 6 補助対象者（第1項第1号に該当する者であって共有者がいるもの又は同項第2号に該当する者に限る。）は、補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）を施工することについて所有者（所有者が複数いる場合にあつては、その全員）の同意を得ていなければならない。

（補助対象建築物）

第4条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する一戸建ての住宅又は併用住宅であること（個人が所有するものに限る。）。
- (2) 交付申請をする時点において、1年以上空き家等であること。
- (3) 不動産登記簿に登録されている空き家等であること。
- (4) 昭和56年6月1日以降の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。以下同じ。）に基づき着工された建築物又は昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき着工された建築物であつて地震に対して安全な構造であると市長が認めるもの若しくは補助対象工事において地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとするものであること。
- (5) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (6) 建築基準法の規定に違反していない建築物であること。

（補助対象工事）

第5条 補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、第8条の規定による通知を受けた後に着工する次の各号のいずれかに掲げる工事とする。

- (1) 居住の用に供する部分に係る改修工事
 - (2) 地域住民交流用施設に改修する工事
 - (3) 前2号に掲げる工事のほか、市長が必要と認める工事
- 2 前項各号に掲げる工事のうち本市で実施している他の補助金制度等の対象となる工事は、補助対象工事から除外する。
- 3 家電製品その他の物品の購入及び設置並びに蓄電池の設置及び附帯工事に要する費用は、補助対象工事から除くものとする。ただし、耐震シェルターの設置については、こ

の限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用（設計費及び法令に基づく申請等に係る手数料並びに消費税等を除く。以下「工事費用」という。）の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とし、10万円（交付申請時に提出された補助対象工事の見積書等が全て市内施工業者である場合は、20万円）を限度とする。

2 併用住宅の屋根、外壁その他の建物全体に係る工事については、当該工事費用に、改修後の個人住宅部分の床面積（前条第1項第2号に該当する工事を施工した場合にあっては、当該工事部分の床面積を含む。）を当該併用住宅の延べ床面積で除して得た数値を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を工事費用の額とする。

3 第3条第1項第1号又は第2号に該当する者の限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を加算した額とし、当該加算をして得た額と工事費用とのいずれか少ない額を限度とする。

(1) 市外から転入する場合（申請の日の1年前から工事完了の日の1月後までの間に市内に転入する場合に限る。） 1人につき5万円（最大4人まで）

(2) 交付申請の時点において中学生以下の子供がいる場合 子供1人につき2万円（最大4人まで）

(3) 交付申請の時点において夫婦共に39歳以下である場合 1組につき2万円

(4) 補助対象建築物に親世帯（義親及び継親を含む。以下同じ。）又は子世帯（義子及び継子を含む。以下同じ。）が同居する場合（2以上の世帯が同居する場合を含む。） 2万円

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北本市空き家等改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 1年以上空き家等であることが分かる書類（当該空き家の所在地が桶川北本水道企業団の給水区域内の場合にあっては、水道使用量の確認に関する同意書（様式第2号）をもって代えることができる。）

- (2) 申請日以前30日以内に発行された市税の完納証明書（申請者が市外居住者である場合は、当該居住地における市区町村税の完納証明書を含む。）
 - (3) 補助対象工事を行う空き家等の建物登記事項証明書
 - (4) 補助対象工事の内容（当該工事において地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとする場合は、その内容を含む。）が分かる見積書等の写し
 - (5) 着工前の補助対象工事箇所の現場写真
 - (6) 共有者の同意書（様式第3号）（第3条第1項第1号に該当する者であって共有者がいる場合に限る。）
 - (7) 空き家等の所有者の同意書（様式第4号）及び申請日以前30日以内に発行された申請者の住民票の写し（第3条第1項第2号に該当する者に限られる。）
 - (8) 事業計画書（様式第5号）（第5条第1項第2号の工事をする場合に限る。）
 - (9) 申請日以前30日以内に発行された申請者の世帯全員の住民票の写し（前条第3項第1号から第3号までに規定する加算を受けようとする場合であって、当該補助対象建築物に住所を有している場合に限る。）
 - (10) 入居予定の家族構成申告書（様式第6号）（前条第3項第1号から第3号までに規定する加算を受けようとする場合であって、当該補助対象建築物に住所を移す前の場合に限る。）
 - (11) 申請日以前30日以内に発行された親世帯又は子世帯との関係を証明できる戸籍謄本並びに申請者及び親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票の写し（前条第3項第4号に規定する加算を受けようとする場合であって、当該補助対象建築物に住所を有している場合に限る。）
 - (12) 入居予定の親世帯・子世帯の家族構成申告書（様式第7号）（前条第3項第4号に規定する加算を受けようとする場合であって、当該補助対象建築物に住所を移す前の場合に限る。）
 - (13) 補助対象建築物が地震に対して安全な構造であると市長が認めるものであることを証する書類（昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき着工された建築物であって、地震に対して安全な構造であると市長が認めるものである場合に限る。）
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき着工された建築物であって地震に対して安全な構造でないものについて申請する場合は、補助対象工事において当

該建築物を地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとしなければならない。

3 申請者は、市のホームページ又は広報において事例として紹介されることについて了承しなければならない。この場合において、申請者は、あらかじめ所有者全員の同意を得なければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、当該申請をした者に北本市空き家等改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助対象工事の内容変更)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の工種又は補助金の額の変更を伴う補助対象工事の額を変更しようとするときは、速やかに北本市空き家等改修補助金交付決定変更申請書（様式第9号）に変更の内容が分かる見積書等の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定の変更)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、北本市空き家等改修補助金交付決定変更申請に係る通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止)

第11条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに北本市空き家等改修補助金補助対象工事の中止届出書（様式第11号）を市長に届け出なければならない。

(完了報告等)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、北本市空き家等改修補助金補助対象工事完了報告書兼請求書（様式第12号。以下「報告書兼請求書」という。）に次に掲げる書類（補助対象工事の内容に変更があった場合は、次に掲げる書類及び変更内容に係る費用の内訳が分かる書類）を添えて、当該工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定の属する年度の末日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 建物の利用の開始を証する書類

- (2) 補助対象工事の領収書等の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 工事完了後の補助対象工事箇所（当該工事において地震に対して安全な構造であると市長が認めるものとした場合は、その箇所を含む。）の写真
- (5) 補助対象工事の請負契約書等（第10条の規定により交付決定の変更が認められた場合は、変更後の請負契約書等）の写し
- (6) 申請日以後に発行された申請者の世帯全員の住民票の写し（第6条第3項第1号から第3号までに規定する加算を受けようとする場合に限り、第7条の規定による申請の際に提出している場合は除く。）
- (7) 申請日以後に発行された申請者及び親世帯又は子世帯の世帯全員の住民票の写し（第6条第3項第4号に規定する加算を受けようとする場合に限り、第7条の規定による申請の際に提出している場合は除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、北本市空き家等改修補助金額確定通知書（様式第13号）により交付決定者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象工事が交付決定の属する年度の末日までに完了しないとき。
- (4) 報告書兼請求書及び必要な添付書類を第12条に規定する期間内に提出しないとき。
- (5) 第11条の規定により、補助対象工事を中止したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、北本市空き家等改修補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。